

第21 非常コンセント設備（令第29条の2、規則第31条の2、条例第58条関係）

1 設置位置

非常コンセントの設置位置は、第20 連結送水管 3 (3)及び(4)の例に準じること。

2 電気の配給容量

非常コンセントの電気の配給容量は、1個あたり1.5kVA以上とし、一の幹線に3個以上の非常コンセントが接続されている場合にあつては、最大3個の容量として算定することができる。

3 接地

規則第31条の2第4号に定める接地工事は、電気設備の技術基準の解釈第17条に定めるD種接地工事（以下第21において「接地」という。）とすること。

4 保護箱

規則第31条の2第2号に定める保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年告示第10号。以下第21において「告示」という。）第3、1(2)に準じたものとするほか、次によること。

(1) 保護箱の大きさは、長辺が25cm以上、短辺が20cm以上であるものとする。

(2) 保護箱に用いる材料は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとする。

(3) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。

なお、当該扉にあつても、告示第3、1(2)に準じた措置を施すこと。●

(4) 保護箱内には、差込プラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。

(5) 保護箱には、接地を施すこと。

5 電源及び配線

電源及び配線は、次によること。

(1) 電源からの回路は、各階の主配電盤から専用とすることとし、回路上には地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。

(2) 専用の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、保護箱内に分岐用の配線用遮断器（15A）の充電部を露出しないように設けること。

分岐する場合等に用いるプルボックスは、前4(2)に準じたものであること。

6 非常電源、配線

第23 非常電源の基準によるほか、規則第31条の2第9号ハに規定する灯火の回路の配線は、前5(2)の配線用遮断器の一次側から分岐するものとし、当該分岐回路に自動遮断器等を設けること。この場合、充電部を露出しない構造とすること。

7 表示

規則第31条の2第9号イの規定による表示は、1字につき2cm角以上とすること。●

8 保護箱と消火栓箱等の接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

(1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。

(2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。

(3) 消火栓箱部分の扉の保護箱の扉は、別開きができるようにすること。

(4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号ロに定める赤色の灯火と兼用することができる。

9 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備 8を準用すること。